

# ビジネスニュース

税理士・社会保険労務士・行政書士 西山秀一事務所



## 労務・保険

### <健康保険・厚生年金保険被保険者報酬月額変更届の特例>

平成30年10月から、随時改定に『年間平均』の適用が認められました。

以下の要件を満たしている場合に年間平均による随時改定の対象となります。

要件	(1)現在の標準報酬月額と通常の随時改定による標準報酬月額との間に2等級以上の差がある。
	(2)非固定賃金を年間平均した場合の3ヶ月の報酬月額の平均が、通常の随時改定による報酬月額と2等級以上の差がある。
	(3)現在の標準報酬月額と年間平均額から算出した標準報酬月額との間に1等級以上の差がある。

※ (2)の差と固定的賃金の増加(減少)が業務の性質上例年発生することが見込まれることが前提であり、被保険者が同意していることが必要。

⚠ 単年度のみの特異な昇給による改定、一時的な繁忙と昇給時期との重複による改定、転居に伴う通勤手当の支給による改定等は年間平均による随時改定の対象外。

### ～提出書類～

健康保険・厚生年金保険被保険者報酬月額変更届、厚生年金保険70歳以上被用者月額変更届を提出  
・・・「⑮備考」欄の「6. その他」を○で囲み、「年間平均」と記入すること

様式1: 年間報酬の平均で算定する事の申立書(随時改定用)

様式2: 健康保険・厚生年金保険被保険者報酬月額変更届、保険者算定申立に係る例年の状況、標準報酬月額の比較及び被保険者の同意等(随時改定用)を作成し添付

※必要に応じて賃金台帳等の資料を提出する場合があります。

### 随時改定の年間平均はどんな人(会社)なら使えるの??

- ① 特定の報酬平均が年間の報酬平均よりも**低くなる**業種  
・ 夏、冬季に閑散期を迎えるホテル等の業種
- ② 特定の報酬平均が年間の報酬平均よりも**高くなる**業種  
・ 冬期に限定される杜氏、寒天製造業、測量関係等の業種  
・ 収穫をむかえる農産物の加工業種  
・ 夏、冬季に繁忙期を迎えるホテル等の業種



### ～ PX2・e21まいスター(あんしん給与)の機能の紹介 ～

社保労保タブ「月額変更届」の「月額変更届作成条件」から保険者への申立書および被保険者の同意書を印刷できます。詳しくは、当事務所の職員にお尋ねください。